

四 発行方法

用振替法の適用及び根柢を有する法律の規定による利回りの算定方法

三 二

○ 平成省令第34号(昭和57年大蔵省告示第16号)に規定する。該省令は、昭和57年大蔵省告示第16号により、昭和57年1月1日より施行される。

本規定は、昭和57年大蔵省告示第16号(昭和57年大蔵省告示第16号)に規定する。該省令は、昭和57年1月1日より施行される。

本規定は、昭和57年大蔵省告示第16号(昭和57年大蔵省告示第16号)に規定する。該省令は、昭和57年1月1日より施行される。

十 三 二	十 一	九 八	七 六	五
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額

(二) 〔(一) に係る行所時に得税において源て、泉徵そ取のされ利子に日同365

式は別期各総10支規數日には、募表に各期す利なる支票に是れの行所時に得税において源て、泉徵そ取のされ利子に日同365

百發平す額の振
円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の
額きき四倍は規
、債年の記定
次ご十金録に
のと二額はよ
算に月に、る
式、十三に額
より金面日も額
算額の面座と金簿

五五三額割さ各
万五千内面申
円二二訳金當も込
千百一額てのみ
円八別でるかの
十表二。らう
八の千そち
億と九の利
四お百応回
千り九募り
八八十九額格
百九十九億円
九十九億円
十四十小

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り} - \text{格差}} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十
十
十
七
六
五

十
四

象各準入償償
国発と札還還
債行すの金期
の対る基額限

利
利
子

さ債日平額（
れ店本成面別
た頭証二金表
各売券十額の
発買業四百と
行參協年円お
対考会十にり
象統が二つ
国計發月き
債値表十百
の表し一円
平にた日
均掲公付
値載社で

同日日う算と発第
并各にに。式し行十控得は出に住時額は月支だ金にの口る
并各じにに。支當たに、對号除税外しは者にへ、三払し額よに座も
並各。払ただよ各象にすの國た、又おた百十期、にりつにの
並各。うるしり支國規る税法金前はいだ分一日当百算い記と
並各。と、算払債定こ率人額記外てしの日が該分出て載し
並各。償き支出期のすとをがに（）國取、二以平國のしは又て
並各。還は払しに支るが乗適當の法得當十前成債二た、は振
並各。期たお払發でじ用該算入す該（）と二の十金前記替
並各。限そが金い期行きたを非式でる國をな十初三・額記録口
並各。にの銀額てを日る金受居にあ者債乗る四期一か（）さ座
並各。つ翌行を、支後。額け住よるがをじ場年利五らのれ簿
並各。い営休支次払の（）る者り場非發た合十子（）當算る中
並各。て業業払の期各を所又算合居行金に二のた該式もの

十八十九二十表別払込期日利回り元利回り利回り金支

日本單利回りとする。

十九入札場所参加

二十二月十三日

別表

利回り元利回り利回り金支

利回り元利回り利回り利回り金支

利回り元利回り利回り利回り金支

利回り元利回り利回り利回り金支

利回り元利回り利回り利回り金支

利回り元利回り利回り利回り金支

利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 回第二付 百 十 国 三 年 庫 十 債 六 券	利 回第二付 百 十 国 三 年 庫 十 債 四 券	利 回第二付 百 十 国 三 年 庫 十 債 二 券	利 回第二付 百 十 国 十 年 庫 一 債 回 券	利 回第二付 百 十 国 九 年 庫 回 債 券	名称 及び 記号
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	利率 (年)
十年平 日十成 二四 月十 二六	日年平 九成 月四 二十 十六	日年平 六成 月四 二十 十六	日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十四	日年平 三成 月四 二十 十四	十年平 日十成 二四 月十 二三	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十一	償還期限
円百 六十 十五 億	六 十八 億 円	七 十五 億 円	四十 億 円	七 十五 億 円	億三 円百 二 十二	二 十三 億 円	三 億 円	八十 億 円	発額 面行 金額 (年)

利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付
三十国	三十国	三十国	三十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国
十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	九年庫	八年庫
三 債 回 券)	二 債 回 券)	一 債 回 券)	回 債 券)	八 債 券)	七 債 券)	六 債 券)	五 債 券)	四 債 券)	三 債 券)	一 債 券)	回 債 券)	回 債 券)	回 債 券)	回 債 券)
二 ・ ○ %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	三平 月成 二五 十 日年	日年平 九成 月四 二十 十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十成 二四 月十 二八	日年平 九成 月四 二十 十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 日十成 二四 月十 二十七	日年平 六成 月四 二十 二十七	日年平 三成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七
億三 円百 三 十五	十 二 億 円	百 十三 億 円	円三 百 六十 億 円	四 百 六 億 円	五 十 億 円	円百 四 十二 億 円	百 六 億 円	億三 円百 四 十三	百 十 億 円	八 十 二 億 円	二 十 億 円	六 十九 億 円	六 十九 億 円	六 十九 億 円